

官報

號外

昭和二十年一月二十七日

○第八十六回 貴族院議事速記録第五號

昭和二十年一月二十六日(金曜日)午前
十時十分開議

議事日程 第五號

第一 恩給法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 明治三十五年法律第四十九號國勢調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 兵役法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 陸軍軍法會議法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第五 海軍軍法會議法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第六 戰時民事特別法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 會社等臨時措置法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 司法官試験及辯護士試験ナル資格ノ特例ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第九 現役青年學校職員俸給費國庫補助法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十 農林中央金庫法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十一 産業設備團法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十二 石炭配給統制法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(公爵徳川國顯君) 諸般ノ報告

ハ、御異議ガナケレバ、朗讀ヲ省略致シマス

(參照)

去ル二十日分科會ニ於テ當選シタル正副主査ノ氏名左ノ如シ

豫算委員會

第一分科

主査 子爵舟橋 清賢君

副主査 男爵小畑大太郎君

第二分科

主査 伯爵後藤 一藏君

副主査 男爵中御門經民君

第三分科

主査 男爵山根 健男君

副主査 村瀬 直養君

第四分科

主査 伯爵山口 直亮君

副主査 男爵肝付 兼英君

第五分科

主査 男爵杉澤 由言君

副主査 子爵土岐 章君

請願委員會

第一分科

主査 伯爵柳澤 保承君

副主査 男爵北大路信明君

第二分科

主査 子爵富小路隆直君

副主査 男爵倉富 鈞君

第三分科

主査 男爵八代五郎造君

副主査 子爵入江 爲常君

第四分科

主査 子爵波多野二郎君

副主査 男爵櫻井 武雄君

決算委員會

第一分科

主査 子爵綾小路 護君

副主査 男爵明石 元長君

第二分科

主査 松本 學君

副主査 男爵伊藤 一郎君

第三分科

主査 男爵加藤 成之君

副主査 長 世吉君

第四分科

主査 森山 統一君

副主査 男爵鶴殿 家勝君

同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

恩給法中改正法律案特別委員會

委員長 黒崎 定三君

副委員長 男爵關 義壽君

兵役法中改正法律案特別委員會

委員長 伯爵山本 清君

副委員長 男爵淺田 良逸君

同日委員會ヨリ豫算委員會第三分科擔當委員米原章三君ヲ第五分科兼務委員ニ選定シタル旨ノ報告書ヲ提出セリ

去ル二十三日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

戰時民事特別法中改正法律案特別委員會

委員長 木村 尚達君

副委員長 男爵奥田 剛郎君

農林中央金庫法中改正法律案特別委員會

委員長 公爵桂 廣太郎君

副委員長 子爵松平 康春君

同日議員ヨリ左ノ質問主意書ヲ提出セリ

天佑天譴ニツイテ政府ノ所信並ニ人心ノ嚮導ニ關スル質問主意書(姉崎)

天佑天譴ニツイテ政府ノ所信並ニ人心ノ嚮導ニ關スル質問主意書(姉崎)

心ノ嚮導ニ關スル質問主意書(姉崎)

心ノ嚮導ニ關スル質問主意書(姉崎)

心ノ嚮導ニ關スル質問主意書(姉崎)

心ノ嚮導ニ關スル質問主意書(姉崎)

心ノ嚮導ニ關スル質問主意書(姉崎)

心ノ嚮導ニ關スル質問主意書(姉崎)

心ノ嚮導ニ關スル質問主意書(姉崎)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

現役青年學校職員俸給費國庫補助法案可決報告書

農林中央金庫法中改正法律案可決報告書

産業設備團法中改正法律案可決報告書

石炭配給統制法中改正法律案可決報告書

本日各部ニ於テ常任委員ノ補闕選舉ヲ行ヒシニ其ノ結果左ノ如シ

第一部

請願委員西野元君ノ補闕トシテ井坂孝君當選

第三部

決算委員男爵水谷川忠磨君ノ補闕トシテ男爵三須精一君當選

○議長(公爵徳川國顯君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ閉キマス、諸般ノ件ニ付御諮リヲ致シマス、子爵冷泉篤勇君、病氣ニ付十七日間、光永皇郎君、病氣ニ付會期中、松本勝太郎君、病氣ニ付九日間、請暇ノ申出ガゴザイマシタ、許可ヲ致シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川國顯君) 御異議トナト認メマス

○議長(公爵徳川國顯君) 一昨二十四日、第四部選出請願委員男爵多久龍二郎君ヨリ、又昨二十五日、第九部選出請願委員子爵高橋是賢君ヨリ、何レモ病氣ニ付委員辭任ノ申出ガアリマシタ、許可ヲ致シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川國顯君) 御異議トナト認メマス

ザイマシタ、仍テ是ヨリ發言ヲ許可致シマス、姉崎正治君

左ノ質問主意書ハ朗讀ヲ經サレモ參照ノタメ妹ニ載録ス以下之ニ倣フ

天佑天譴ニツイテ政府ノ所信竝ニ人心ノ嚮導ニ關スル質問主意書

重大危急ナル戦局ニ對スル方策ハ何レモ結局ハ人心ノスワリヲ根柢ニ動カセテ此ノ正義ヲ示スルニ在リト確信ス天佑我ニ加ハルトノ信念ニアルト信ス

此信念ハ聖誠ノ祈念トモナリ挺身奮戰ノ力トモナル大切ナル發源デアリソノ大切ナル應ジテ實質ガ嚴肅ニ人心ニ充實スルニモソレダケ眞摯ナ態度ト確實ナ方針ヲ必要トスル然ルニ從來此信念ノ宣揚ニツイテ意

義内容ノ充實ヲ缺ク形式ニ墮シテ浮華ノ宣傳ニ流レ爲ニ安價ナ樂觀氣風ヲ播布スル様ナ弊ハナカツタカ都合ノヨイ事ハ之ヲ大キク宣布シテ或ハ天佑ノシルシトシソノ反對ノ事ニハ目ヲツブル様ナ事ガアリハシナカツタカ

右様ノ事ノアルノハ要スルニ天佑ニツイテ嚴肅ノ覺悟ヲ缺イテキル爲ト考ヘテ此ノ嚴肅ノ信念ハ人ノ心ノ誠ガ神明ニ通ズルニ在リコノ誠アツテコソ天佑ガ降ル然レバ此誠ガ缺ケ又誠ニハツレテハ天佑ノ反面タル天譴ガ來ルコトヲ覺悟スベキデアラウ

眞ニ天佑ヲ信ズル者ハ必ズ天譴ヲ畏レル畏レテ自ラ省ミ自ラ警メテソノ反面天佑ニ接スル誠ヲ盡ス天佑ト天譴トコノ二ツハ離スベカラザル同一信念ノ表裏ニ面ニ外ナラヌ

斯ク見テ來レバ天佑信念ガマジメデアリヤ否ヤハ此ニ天譴トイフ觀念ガ伴フト否トイフモ過言デハナカラウ

嚴肅ノ意味デノ天佑信念ハ同ジク嚴肅ナル天譴觀念ト相伴ツテ眞ニ人心ノ作興ノ力ニナル此ガ今日ノ戦局ノミ

ナラズ戦後經營ノ上ニモ重要ナル原動力デアラウ政府ハ此等ノ點ニ關シテ如何ニ考ヘ又如何ナル方策ヲ懷抱スルカ即チ質問ノ要點ハ左ノ三項ニナル

一、今マデ多ク行ハレテキル天佑信念ヲ満足スルカ

二、天佑ヲ信ズルト共ニ天譴ヲ畏レル要ヲ認メナイカ

三、右諸點ニ應ジテ人心嚮導ノ方策アリヤ

右議院法第四十八條ニ依リ及質問候

昭和二十年一月二十三日

提出者 姉崎 正治

贊成者 伯耆林 博太郎 伯耆溝口 直亮 伯耆橋本 實斐 子爵加藤 泰通 子爵八條 隆正 子爵伊東 二郎 子爵實吉 純郎 子爵西尾 忠方 子爵巖谷 友光 子爵松平 康春 子爵長岡 幸三 長岡半太郎 山田 三良 平塚 廣義 安藤 三郎 後藤 文夫 大野 治通 三井 清一郎 田邊 治通 白根 竹介 長谷川 勉夫 山岡 之助 黒田 英雄 遠藤 勉作 瀧 正雄 太田 耕造 千石 興太郎 結城 安次 橋本 清之助 齋藤 万壽雄 瀧川 儀作

〔姉崎正治并登壇〕 私ノ伺ヒタイト存ジマスルノハ、天佑天譴ニ付テデゴザイマス、從來公ノ聲明ナリ、一般世間ノ言論ニ、天佑ト云フコトハ度々出テ參リマスルガ、天譴ト云フ方ハ殆ド見當リマセヌ、併シ私ノ考フル所デハ、此ノ二ツハ離スベカラザルモノデアルト存ジマスルカラ、兩方ヲ連絡シ、サウシテ私ノ主意ヲ述ベテ政府ノ所信ヲ伺ヒタイト存ズルノデアリマス、現在ノ重大危急ナル戦局ニ處スル方策ニ、

種々ノ方面ガアリ、何レモ重要デアアルコト申ス迄モゴザイマセヌガ、ソレ等ヲ煎ジ詰メテ參リマスルト、最後ハ欠張リ人心ノスワリト云フコトニ歸著スルヤウニ考ヘラレマスルガ、其ノ最後ノスワリハ、要スルニ此ノ戦争ノ正義ガ我が國ニ在リ、從ツテ天佑ハ我が國ノ上ニ加ハルト云フ最後ノ信念ニ歸著スルト存ジマスル、此ノ信念ガアル誠ニモナリ、其ノ他直接間接種々ノ方策ノ行動ニモナレバ、事業ニモナリ忠勇ノ行動ニモナレバ、事業ニモナリテ參ル、其ノ根本トシテ我々ハ此ノ信念ヲ堅持スベキデアルト考ヘラレマス、此ノヤウニシテ此ノ信念ガ、斯クノ如ク大切ナル源泉デアリ原動力デアラカラハ、ソレニ相當シ其ノ内容ガ人心ニ徹シ、實質ガソレダケ嚴肅ニ民心ヲ支配スル力アルベキコト、是亦當然ト存ゼラレマス、サレバ此ノ信念ガ然テ人心ヲ嚮導シテ參ルニハ、ソレダケ又嚴肅ニ眞面目ナル覺悟ヲ以テ、實質ナル方針ヲ立テ、周到ナル方法ヲ謀ズベキハ、是亦當然ノコトデアラウト考ヘマス、然ルニ從來此ノ聖戰ノ目的或シソレノ基礎トナルベキ信念ヲ宣揚シ鼓吹スルニ當ツテ、官民共ニ其ノ嚴肅ナル意義ニ徹底シテ居ツタヤ否ヤ、此ノ點ニ遺憾ハナイカト云フコトガ、私ノ第一ノ疑問デゴザイマス、或ハ形式ノ文句ノ末ニ趨リ、或ハ浮華誇張ノ宣傳ニ流レルヤウナコトハナカツタカ、其ノ爲ニ安ボイ樂觀氣分ヲ傳播スルヤウナコトハナカツタカ、我々モサウキニ一憂シ憂シテナラヌト云フコトハ、度々當局カラモ伺ヒマス、我々モサウ信ジマスル、併シ其ノ喜ノ材料ノ方ハ之ヲ大キク傳ヘ、憂ノ材料ノ方ニハ耳ヲ掩ヒ或ハ目ヲ瞑ルト云フヤウナ風ガ、官民共ニナカツタデアリマセウカ、現在迄ノ結果ヲ見マスル、其ノ點ニ付テ甚ダ遺憾ナコトガ多クツタ、又今日

モアルヤウニ考ヘマス、今日ノ重大ナル危機ニ面シテモ尙其ノヤウナ樂觀、或ハ自己満足ガ累ラ成シテ居ルヤウナコトハナイデアリマセウカ、其ノ材料ルシテ實例ヲ申セバ色々出テ參リマスルガ、ソレハ略シマスル、兎ニ角其ノ中ニハ、可ナリ安ソボイ縁起ヲ視フトカ、或ハ御幣ヲ擔グト云フヤウナ種類ノコトモ行ハレ、ソレガ又一般民心ニハ可ナリ影響ヲ及シテ居ルコトヲ見ルノデゴザイマス、斯ウ云フ種類ノ、縁起ヲ祝フカ御幣ヲ擔グト云フ種類ノコトハ、ソレ自ラデハ必ズセモ害ガアルトハ言ヘナイカモ存ジマセヌガ、但シソレニ危険ガ伴フト云フコトヲ見ル必要ガアラウト存ジマス、其ノ危険ト申スルハ、サウ云フ樂觀ニ養成セラレタル人心ハ、戦局ノ變轉ニ連レテガタ崩レガシテ、前ノ樂觀ト反對ノ失望或ハ落膽ト云フヤウナコトニ走ラナイトモ限ラナイデアリマス、今日サウ云フ種類ノ兆候ガ全然無イトハ言ヘナイヤウニ考ヘマス、一國ノ大事ハ申ス迄モナク嚴肅デアリマス、此ノ嚴肅ナル大事ニ處スルニ、サウ云フ種類ノ輕ハズミノ宣傳、或ハ人心ノ嚮導ヲ以テシテハ、此ノ大目的ヲ貫徹スルニ不十分デアアルコト申ス迄モナカラウト思ヒマス、從ツテ其ノ根本タル信念ニ於テ、又嚴肅ニ、詳嚴ニ深刻ナルベキモノガアルベキデ、即チ其ノ信念ハ、至誠天ニ通ズル人ノ心ノ誠ヲ本ニ致サナケレバナラヌデアアル、今私ガ之ヲ一々申ス迄モナク「メニエヌカ」ノ心ニ通フゴソト云フ畏レナガラ、明治天皇ノ御製、皆我々ノ拜誦スル所デアリマスルガ、此ノ目ニ見エヌ神ノ心ニ通フ人ノ心ノ誠、此ノ通ヒ、通ジ、合體可ノ信念デアリ、虚偽ノ信念ニモナリ易イノデアリマス、ソゴデ少シ講釋メイテ相濟ミマセヌガ、私ノ主意ヲ申上テ戴キマス、世間ニハ往々ニシテ此ノ

「メニエヌカ」ノ心ニ通フ御製ト菅公ノ歌ト稱スルモノトイフニ、同ジ意味ダト見ル人ガ往々ニシテアルヤウデアリマス、其ノ御存ジノ菅公ノ歌ト稱スルハ、心ダニ誠ノ道ニカナヒナバ「ト條件ヲ持チ掛ヘバ、祈ラズトウシテ結論ハ何かト云フ」ト云フヤウナコトガ言ヘル譯ノモノデハナイト思ヒマス、「祈ラズトモ神ヤ守ラム」ト云フ其ノ心ハ、場合ニ依ツテハ横著ト云フナルノデアリマス、之ヲ一緒ニシテサウシテ信念ヲ云々シテ何ニナリマセウカ、是モ亦少シ講釋ニナリマセウガ、是トハ趣ヲ異ニシテ、異住宗忠ガ此ノ至誠天ニ通ズルコトヲ平易ニ能ク言ヒ表ハシテ居ルマス、「天照ヲ能ク言ヒ表ハシテ居ルマス、ツナレバイキトホシナリ」、宗忠ハ「イキトホシ」ト云フコトヲ考ヘテ居リマス、ソレデ生キ通シタ人デアリマス、是亦「天地イキトホシ」トモ申シテ居リマス、此ノ「イキトホシ」ノ所謂至誠ガ、信念ノ根本デアリ又力デアルベキデアリマス、亦此ノ心ハ、誠ト云フ言葉デ言ヒ表ハスコト申出來レバ、又聖德太子ガ「直キ心」トシテ言ヒ表ハシテ理想國ヲ建設スル根本トシテ御示シニナツタノニモ、意味相通ジテ居リマスルシ、後ノ國難ノ切迫ニ當ツテ日蓮ガ、國ヲ安ズル爲ニ「ハ」正シキヲ立テヨ」ト叫ンダノ正シイト云フコトモ、意味相通ジテ居ルト思ヒマスルガ、ソレ等ヲ一々此處デ申上ゲル必要ハナク、幸ニ中世以後今日迄通ツテ來テ平易簡單ニ此ノ意味格部ヲ我々ニ示シテ居レテ居ル譯、格部ガゴザイマス、ソレハ即チ「正直ノ頭ニ神宿ル」ト云フ一言デアリマス、是ガ實ニ我々ノ精神、此ノ神明ニ通ジ天地ニ通ズル我々ノ誠ノ心ヲ能ク言ヒ表ハシテ居ル「正直ノ頭ニ神宿ル」天佑ハ即チ柳カラボタ餅デアリ得ル譯デ

種々ノ方面ガアリ、何レモ重要デアアルコト申ス迄モゴザイマセヌガ、ソレ等ヲ煎ジ詰メテ參リマスルト、最後ハ欠張リ人心ノスワリト云フコトニ歸著スルヤウニ考ヘラレマスルガ、其ノ最後ノスワリハ、要スルニ此ノ戦争ノ正義ガ我が國ニ在リ、從ツテ天佑ハ我が國ノ上ニ加ハルト云フ最後ノ信念ニ歸著スルト存ジマスル、此ノ信念ガアル誠ニモナリ、其ノ他直接間接種々ノ方策ノ行動ニモナレバ、事業ニモナリ忠勇ノ行動ニモナレバ、事業ニモナリテ參ル、其ノ根本トシテ我々ハ此ノ信念ヲ堅持スベキデアルト考ヘラレマス、此ノヤウニシテ此ノ信念ガ、斯クノ如ク大切ナル源泉デアリ原動力デアラカラハ、ソレニ相當シ其ノ内容ガ人心ニ徹シ、實質ガソレダケ嚴肅ニ民心ヲ支配スル力アルベキコト、是亦當然ト存ゼラレマス、サレバ此ノ信念ガ然テ人心ヲ嚮導シテ參ルニハ、ソレダケ又嚴肅ニ眞面目ナル覺悟ヲ以テ、實質ナル方針ヲ立テ、周到ナル方法ヲ謀ズベキハ、是亦當然ノコトデアラウト考ヘマス、然ルニ從來此ノ聖戰ノ目的或シソレノ基礎トナルベキ信念ヲ宣揚シ鼓吹スルニ當ツテ、官民共ニ其ノ嚴肅ナル意義ニ徹底シテ居ツタヤ否ヤ、此ノ點ニ遺憾ハナイカト云フコトガ、私ノ第一ノ疑問デゴザイマス、或ハ形式ノ文句ノ末ニ趨リ、或ハ浮華誇張ノ宣傳ニ流レルヤウナコトハナカツタカ、其ノ爲ニ安ボイ樂觀氣分ヲ傳播スルヤウナコトハナカツタカ、我々モサウキニ一憂シ憂シテナラヌト云フコトハ、度々當局カラモ伺ヒマス、我々モサウ信ジマスル、併シ其ノ喜ノ材料ノ方ハ之ヲ大キク傳ヘ、憂ノ材料ノ方ニハ耳ヲ掩ヒ或ハ目ヲ瞑ルト云フヤウナ風ガ、官民共ニナカツタデアリマセウカ、現在迄ノ結果ヲ見マスル、其ノ點ニ付テ甚ダ遺憾ナコトガ多クツタ、又今日

種々ノ方面ガアリ、何レモ重要デアアルコト申ス迄モゴザイマセヌガ、ソレ等ヲ煎ジ詰メテ參リマスルト、最後ハ欠張リ人心ノスワリト云フコトニ歸著スルヤウニ考ヘラレマスルガ、其ノ最後ノスワリハ、要スルニ此ノ戦争ノ正義ガ我が國ニ在リ、從ツテ天佑ハ我が國ノ上ニ加ハルト云フ最後ノ信念ニ歸著スルト存ジマスル、此ノ信念ガアル誠ニモナリ、其ノ他直接間接種々ノ方策ノ行動ニモナレバ、事業ニモナリ忠勇ノ行動ニモナレバ、事業ニモナリテ參ル、其ノ根本トシテ我々ハ此ノ信念ヲ堅持スベキデアルト考ヘラレマス、此ノヤウニシテ此ノ信念ガ、斯クノ如ク大切ナル源泉デアリ原動力デアラカラハ、ソレニ相當シ其ノ内容ガ人心ニ徹シ、實質ガソレダケ嚴肅ニ民心ヲ支配スル力アルベキコト、是亦當然ト存ゼラレマス、サレバ此ノ信念ガ然テ人心ヲ嚮導シテ參ルニハ、ソレダケ又嚴肅ニ眞面目ナル覺悟ヲ以テ、實質ナル方針ヲ立テ、周到ナル方法ヲ謀ズベキハ、是亦當然ノコトデアラウト考ヘマス、然ルニ從來此ノ聖戰ノ目的或シソレノ基礎トナルベキ信念ヲ宣揚シ鼓吹スルニ當ツテ、官民共ニ其ノ嚴肅ナル意義ニ徹底シテ居ツタヤ否ヤ、此ノ點ニ遺憾ハナイカト云フコトガ、私ノ第一ノ疑問デゴザイマス、或ハ形式ノ文句ノ末ニ趨リ、或ハ浮華誇張ノ宣傳ニ流レルヤウナコトハナカツタカ、其ノ爲ニ安ボイ樂觀氣分ヲ傳播スルヤウナコトハナカツタカ、我々モサウキニ一憂シ憂シテナラヌト云フコトハ、度々當局カラモ伺ヒマス、我々モサウ信ジマスル、併シ其ノ喜ノ材料ノ方ハ之ヲ大キク傳ヘ、憂ノ材料ノ方ニハ耳ヲ掩ヒ或ハ目ヲ瞑ルト云フヤウナ風ガ、官民共ニナカツタデアリマセウカ、現在迄ノ結果ヲ見マスル、其ノ點ニ付テ甚ダ遺憾ナコトガ多クツタ、又今日

種々ノ方面ガアリ、何レモ重要デアアルコト申ス迄モゴザイマセヌガ、ソレ等ヲ煎ジ詰メテ參リマスルト、最後ハ欠張リ人心ノスワリト云フコトニ歸著スルヤウニ考ヘラレマスルガ、其ノ最後ノスワリハ、要スルニ此ノ戦争ノ正義ガ我が國ニ在リ、從ツテ天佑ハ我が國ノ上ニ加ハルト云フ最後ノ信念ニ歸著スルト存ジマスル、此ノ信念ガアル誠ニモナリ、其ノ他直接間接種々ノ方策ノ行動ニモナレバ、事業ニモナリ忠勇ノ行動ニモナレバ、事業ニモナリテ參ル、其ノ根本トシテ我々ハ此ノ信念ヲ堅持スベキデアルト考ヘラレマス、此ノヤウニシテ此ノ信念ガ、斯クノ如ク大切ナル源泉デアリ原動力デアラカラハ、ソレニ相當シ其ノ内容ガ人心ニ徹シ、實質ガソレダケ嚴肅ニ民心ヲ支配スル力アルベキコト、是亦當然ト存ゼラレマス、サレバ此ノ信念ガ然テ人心ヲ嚮導シテ參ルニハ、ソレダケ又嚴肅ニ眞面目ナル覺悟ヲ以テ、實質ナル方針ヲ立テ、周到ナル方法ヲ謀ズベキハ、是亦當然ノコトデアラウト考ヘマス、然ルニ從來此ノ聖戰ノ目的或シソレノ基礎トナルベキ信念ヲ宣揚シ鼓吹スルニ當ツテ、官民共ニ其ノ嚴肅ナル意義ニ徹底シテ居ツタヤ否ヤ、此ノ點ニ遺憾ハナイカト云フコトガ、私ノ第一ノ疑問デゴザイマス、或ハ形式ノ文句ノ末ニ趨リ、或ハ浮華誇張ノ宣傳ニ流レルヤウナコトハナカツタカ、其ノ爲ニ安ボイ樂觀氣分ヲ傳播スルヤウナコトハナカツタカ、我々モサウキニ一憂シ憂シテナラヌト云フコトハ、度々當局カラモ伺ヒマス、我々モサウ信ジマスル、併シ其ノ喜ノ材料ノ方ハ之ヲ大キク傳ヘ、憂ノ材料ノ方ニハ耳ヲ掩ヒ或ハ目ヲ瞑ルト云フヤウナ風ガ、官民共ニナカツタデアリマセウカ、現在迄ノ結果ヲ見マスル、其ノ點ニ付テ甚ダ遺憾ナコトガ多クツタ、又今日

種々ノ方面ガアリ、何レモ重要デアアルコト申ス迄モゴザイマセヌガ、ソレ等ヲ煎ジ詰メテ參リマスルト、最後ハ欠張リ人心ノスワリト云フコトニ歸著スルヤウニ考ヘラレマスルガ、其ノ最後ノスワリハ、要スルニ此ノ戦争ノ正義ガ我が國ニ在リ、從ツテ天佑ハ我が國ノ上ニ加ハルト云フ最後ノ信念ニ歸著スルト存ジマスル、此ノ信念ガアル誠ニモナリ、其ノ他直接間接種々ノ方策ノ行動ニモナレバ、事業ニモナリ忠勇ノ行動ニモナレバ、事業ニモナリテ參ル、其ノ根本トシテ我々ハ此ノ信念ヲ堅持スベキデアルト考ヘラレマス、此ノヤウニシテ此ノ信念ガ、斯クノ如ク大切ナル源泉デアリ原動力デアラカラハ、ソレニ相當シ其ノ内容ガ人心ニ徹シ、實質ガソレダケ嚴肅ニ民心ヲ支配スル力アルベキコト、是亦當然ト存ゼラレマス、サレバ此ノ信念ガ然テ人心ヲ嚮導シテ參ルニハ、ソレダケ又嚴肅ニ眞面目ナル覺悟ヲ以テ、實質ナル方針ヲ立テ、周到ナル方法ヲ謀ズベキハ、是亦當然ノコトデアラウト考ヘマス、然ルニ從來此ノ聖戰ノ目的或シソレノ基礎トナルベキ信念ヲ宣揚シ鼓吹スルニ當ツテ、官民共ニ其ノ嚴肅ナル意義ニ徹底シテ居ツタヤ否ヤ、此ノ點ニ遺憾ハナイカト云フコトガ、私ノ第一ノ疑問デゴザイマス、或ハ形式ノ文句ノ末ニ趨リ、或ハ浮華誇張ノ宣傳ニ流レルヤウナコトハナカツタカ、其ノ爲ニ安ボイ樂觀氣分ヲ傳播スルヤウナコトハナカツタカ、我々モサウキニ一憂シ憂シテナラヌト云フコトハ、度々當局カラモ伺ヒマス、我々モサウ信ジマスル、併シ其ノ喜ノ材料ノ方ハ之ヲ大キク傳ヘ、憂ノ材料ノ方ニハ耳ヲ掩ヒ或ハ目ヲ瞑ルト云フヤウナ風ガ、官民共ニナカツタデアリマセウカ、現在迄ノ結果ヲ見マスル、其ノ點ニ付テ甚ダ遺憾ナコトガ多クツタ、又今日

種々ノ方面ガアリ、何レモ重要デアアルコト申ス迄モゴザイマセヌガ、ソレ等ヲ煎ジ詰メテ參リマスルト、最後ハ欠張リ人心ノスワリト云フコトニ歸著スルヤウニ考ヘラレマスルガ、其ノ最後ノスワリハ、要スルニ此ノ戦争ノ正義ガ我が國ニ在リ、從ツテ天佑ハ我が國ノ上ニ加ハルト云フ最後ノ信念ニ歸著スルト存ジマスル、此ノ信念ガアル誠ニモナリ、其ノ他直接間接種々ノ方策ノ行動ニモナレバ、事業ニモナリ忠勇ノ行動ニモナレバ、事業ニモナリテ參ル、其ノ根本トシテ我々ハ此ノ信念ヲ堅持スベキデアルト考ヘラレマス、此ノヤウニシテ此ノ信念ガ、斯クノ如ク大切ナル源泉デアリ原動力デアラカラハ、ソレニ相當シ其ノ内容ガ人心ニ徹シ、實質ガソレダケ嚴肅ニ民心ヲ支配スル力アルベキコト、是亦當然ト存ゼラレマス、サレバ此ノ信念ガ然テ人心ヲ嚮導シテ參ルニハ、ソレダケ又嚴肅ニ眞面目ナル覺悟ヲ以テ、實質ナル方針ヲ立テ、周到ナル方法ヲ謀ズベキハ、是亦當然ノコトデアラウト考ヘマス、然ルニ從來此ノ聖戰ノ目的或シソレノ基礎トナルベキ信念ヲ宣揚シ鼓吹スルニ當ツテ、官民共ニ其ノ嚴肅ナル意義ニ徹底シテ居ツタヤ否ヤ、此ノ點ニ遺憾ハナイカト云フコトガ、私ノ第一ノ疑問デゴザイマス、或ハ形式ノ文句ノ末ニ趨リ、或ハ浮華誇張ノ宣傳ニ流レルヤウナコトハナカツタカ、其ノ爲ニ安ボイ樂觀氣分ヲ傳播スルヤウナコトハナカツタカ、我々モサウキニ一憂シ憂シテナラヌト云フコトハ、度々當局カラモ伺ヒマス、我々モサウ信ジマスル、併シ其ノ喜ノ材料ノ方ハ之ヲ大キク傳ヘ、憂ノ材料ノ方ニハ耳ヲ掩ヒ或ハ目ヲ瞑ルト云フヤウナ風ガ、官民共ニナカツタデアリマセウカ、現在迄ノ結果ヲ見マスル、其ノ點ニ付テ甚ダ遺憾ナコトガ多クツタ、又今日

ハゴザイマセヌ、人ノ私無キ誠ノ心ガ、神明ニ通ヒ、其ノ正直ノ頭ニ神ガ宿ル、神ノ靈ヲ人ノ心ヲ養ヒ、其ノ民ノ心ガ、神ノ靈ヲ魂ツテ誠ノ心ガ神明ニ通ジ、神ノ結ビ合ツテ、ソコガ神明ニ其ノ人ノ心ニ神ガ宿リ、神ノ力ガ現ハレル、ソレニ依ツテ天祐ハ事實人間世界ノ事實トナリ得ルト考ヘマス、サウシマスレバ若シ我々ニシテ、官タルト民タルト問ハズ、其ノ誠ニ於テ誠ケ、誠ニ外レル點ガアツタラドウナリマセウ、サウシテモ尙天祐ハ期シ得ラレルモノデアリマセウカ、誠ノ心、正直ノ頭ニ宿ル神デアリ、ソレニ現ハレル天祐デアラナラバ、其ノ心ノ缺ケタ所ニハ天祐ハ降ラナイコトハ勿論、ソレノミナラズ、ソレニハ天祐ガ降ルト云フコトヲ覺悟スベキデアラウト思ヒマス、但天祐ト云フハ、直チ人ハモアリマセウカ、必シモ罰ト云フダケデナク、天祐ト云フハ、警メデゴザイマス、責メ正シテアル、警告デアリ、戒佑デアリマス、之ニ依ツテ人ノ心ヲ誠ノ道ニ歸ラシメル神ノ恩召、神ノ力ノ現レテアルト存ジマス、所謂御警擔ギノ流行ル範圍デハ、天祐ナドト云フ言葉スラ忌ミ嫌フ人が往々ニシテアルヤウデアリマス、ソレハ即チ既ニ天祐ニ遠ザカツテ居ル心、正直ノ頭デナイ證デアルヤウニ考ヘラレ、然ラバ天祐ヲ信ズルナラバ、ソレノ半面ニ皆ソレニ伴ツテ天祐ヲ畏レルト云フ見失心ガナケレバナラヌ、畏レテ之ヲ見失ハナイヤウニ自ら警メ自ら省ミ、天ノ責ヲ受ケテ慎ンデ之ニ耐エ忍ブ、天ノ責ガ若シ苦難ノ形デ現レテ來ラナラバ、其ノ苦難ニ耐エ忍ンデ、ソレニ依ツテ自らヲ改メ清クシ、ソレニ依ツテ誠ノ心ヲ磨キ、自ラノ心ヲ直ウスル、其ノ誠ノ姿容ガ出テ來ナケレバナラヌ、ソレアル、此ノ意味ニ於ケル天祐ヲ畏レルト云フコトヲ拔キニシテ、唯天祐ヲ信ズル、或ハ天祐ヲ當ニスルト云フコトハ結著顯著ニナリハシナイデセウカ、私ノ憂ヘル所ハ、今迄ノ天祐ト云フ觀

念ヲ世間ニ傳播シ宣布スル上ニ於テ、サウ云フ種類ノ顯著ニ傾クヤウナ傾向ハナカツタカト云フコトヲ憂ヘルノデアリマス、要スルニ天祐ト天祐トハ別ノ專反對ノ事デナク、一ツノ專柄デアリマス、靈ノ宿リ神ノ心ニ通ジ、誠ノ心ニ神ノ靈ノ宿リ神ノ力ガ現レル、ソレガ天祐トモナレバ、天祐トモナルノ意味デ見マスレバ、天祐ト云フコトヲ離レテ天祐ヲ云フタシ、或ハ信スルト云フ人ハ虚偽ダト申シタイ、天ニ對シテ其ノ警メヲ畏レル、ソレ故ニ又自ラヲ慎ム、其ノ畏レ慎ム誠ノ缺イ者ハ、即チ神明ニ對スル敬虔ノ念ヲ缺イ者、即チ人ハ又人間ニ對シテモ責任ト云フコトヲ重シクナイ考デアリマス、サウ云フ種類ノ實例ガ、今日此ノ重大結局ニモ尙存シナイデアリマセウカ、此ノ意味デ私ハ此ノ大切ナル天祐觀念、信念ヲ誠デアリヤ否ヤト云フコトヲ、試金石ハ、之ニ天祐ト云フ觀念ガ伴ツテ、天祐ヲ畏レル慎ムト云フ誠ノ有ルト無シトガ試金石ニナルト考ヘマス、其ノ意味、現在ノ重大危局ニ際會シマシシ、戰意ノ昂揚ト云ヒ、或ハ人ノ心ノ作興ト云ヒ、種々ノ題目ガアリマス、何レモ詮ジ來レバ正義ニ關スル確信、天祐ニ對スル信頼、此ノ根柢ノスワリニ歸著スルト存ジマス、サウシテ其ノ信念ハ、今申シタ意味、又自ラ改メル畏レ慎ム心、反省ノ心、又自ラ改メル心ト一ツノモノデアルト思ヒマス、此ノ心ハ、今日ノ戦局ニ處スルノミナラズ、戦後ノ經營ニ際シテモ、又將來ニ對シテモ非常ニ重要ナ事柄デアルト思ヒマス、今迄公ナリ私ナリ、天祐ト云フコトガ人々ト支配シ嚮導スル一ツノ力ニナツテ居ルツカ、其ノ内容ニ於テ、ハ虚偽ト申シテハ餘リ極端デアリマセウカ、虚偽ニ近イヤウナ危険ハナカツタカ、サウ云フ缺點ハナカツタト云フコトデアリマス、即チ第一ハ、今迄往々

行ハレテ居ツタヤウナ天祐觀念ヲ以テ満足シテオイデニナルヤ否ヤト云フコトデアリマス、第二ハ、段々申述ベシマシタ天祐ヲ信スルト共ニ、天祐ヲ畏レル必要ヲ御認メニナルヤ否ヤ、天祐ヲ畏レル必要ナラバ、其ノ實ヲ如何ニシテ官民共ニ實行スルカト云フコトデアリマス、從ツテ第三ニハ、右等ノ諸點ニ關シテ政府ノ所信ニ應ジテ如何ナル方策ヲ懷抱シテオイデニナルヤ否ヤト云フコトデアリマス、之ガ質問ノ要旨デアリマス、現内閣ノ重要使命ハ、人心ヲ一新スルト云フコトニ在ルト存ジテ居リマス、其ノ一新ト云フハ、申シ迄モナク眞心ノ底カラ人心ヲ一新テシ戴キタイ、其ノ底カラノ一新ニハ、今申シタ信念ノ根本ニ行ツテ、其ノ根本義ヲ重イテ、ソレニ基イテ方策ヲ施シテ戴キタイト云フ希望ヲ以テ、右政府ノ所信ヲ何フ次第デゴザイマス(拍手)

○國務大臣(小磯國昭君) 天祐ヲ信ズル者ハ必ズ天祐ヲ畏レル、即チ天祐ト天祐トハ同一信念ノ表裏ニ面デアルト言ハレマシタ姉崎議員ノ御説ニハ、全然同感デアリマス、今我々ハ眞ニ天祐ニ直面シテ居ルト存ジマス、今日迄我々ガ、此ノ境地ニ在リマス、コトヲ認識セズニ空過シ來リマシタ現實ヲ反省致シマシテ、嚴肅ニ眞摯ニ信念ニ立歸ラベナラヌモノト存ジマス、之ガ爲人心嚮導ノ方策ト致マシテハ、行政ト教育ト二面ヲ、強力迅速ニ轉換スルコトガ必要デアルト存ジテ居リマス、即チ行政面ニ於キマシテハ、政府ガ物心兩面ニ互リマシテ、必ズ敵ニ勝テ得ベキ一切ノ施策ヲ強力ニ實行致シマス、ト共ニ、社會ノ指導層ニ居ル者ヲシテ、大衆ニ對シテ先垂範、一舉手一投足ノ微ニ對シテモ先シテモシテ感奮興起、純忠ノ道ニ就カシムルヤウ、奮起精勵セシムルコトガ必要ト思ヒマス、特ニ教育ノ面ニ於キマシテハ、純眞無雜、胸臆自傳統ノ日本精神ヲ藏シテ居リマス、若シテ、時ト所ト

ヲ問ハズ、純忠ノ羊羣ニ出デシママスルヤウ施策シ、以テ天祐ヲ免ル、ノ方途ニ就クベキデアルト存ジテ居リマス

○議長(公田德川國順君) 二荒伯爵ニ發言ヲ許可致シマス、

我御思想ノ根本對策ニ關スル質問主意書

一、八紘爲宇ノ大精神ハ畏クモ大詔ニ於テ大東亞聖戰遂行ノ大眼目トシテ仰セ出サレ續イテ大東亞共同宣言トシテ盟邦諸國ニ確認セラレタリ然レドモ、コノ宣言ノ實踐的成果未ダシキヲ聞ク政府ノ對策如何

二、我國肇建ノ歴史ハ萬邦共榮世界併榮ノ理想信仰ニ生起ス而シテコトシテ我が國體ノ本義ニシテ又世界修家哲學的研精未ダシク徒ラニ文辭解釋ノ末ニ彷徨スルノ嫌アリ

政府ハ如何ナル方策ヲ以テコノ精神ヲ國民ニ信仰ト化セシメ國體護持ノ行者又殉教者トシテノ限リナキ歡喜ヲ持タシメントスルヤ

三、國體ノ發揚ハ皇民生活ノ一舉一動ニヨリテ、所トニ於テ端的ニ發揚セラルベキモノナリ然ルニ盡忠奉公ノ不斷ノ實踐行爲未ダシキヲ見ル政府ハ如何ナル方策ニヨリ一舉一動ニ動搖シテ臣民ノ自覺ヲ喚起スルノ用意アリヤ

右議院法第四十八條ニ依リ及質問候也

昭和二十年一月二十三日

提出者 伯爵二荒 芳徳

賛成者

伯爵山口	直亮	伯爵山本	清
伯爵柳澤	保承	伯爵橋本	實斐
伯爵黒田	清	伯爵後藤	一藏
伯爵大木	喜福	子爵加藤	泰通
子爵大河内	隆耕	子爵伊東	春朝
子爵保科	正昭	子爵秋元	一孝
子爵實吉	純郎	子爵岡部	長景
子爵西尾	忠方	子爵松平	忠壽
子爵掛橋	清賢	子爵裏松	友光
		子爵松平	康春

○伯爵二荒芳徳君 八紘ニ提出ヲ致シマシタ質問ノ主旨ニ付キマシテ、暫ク説明ヲ致シタイト存ジマス、私ノ提出致シマシタ質問ノ中ニハ、聖國精神ノ國家哲學的ノ研究ノ最モ必要ト云フコトヲ其ノ中心ニ致シテ居ルノデアリマスガ、此ノ問題ハ、説明ノ非常ニ困難ナル論題デアリマス、貴族院ノ傳統ト致シマシテハ聊カ例ヲ破ルカモ存ジマセウガ、説明ノ最モ適當ナ材料ト存ジマス、私ガ最近街頭ニ於テ得マシタ一ツノ挿話ヲ此處ニ申上ゲテ、之ヲ以テ説明ノ材料ニ供シタイト存ズルノデアリマス、ソレハ頗ル手近ナ話デアリマスガ、私、電車ニ乘リマス乗客ノ態度ニ、二ツノ面白イ實際ノ行動ヲ見タノデアリマス、私ガコチラニ出マシ時、御承知ノヤウニ東都ノ電車ハ非常ニ混ソレ居リマス、此ノ混ソレ居ル電車ニ私ガ乘リマシタ時、他ノ乗客モ澤山後ニ控ヘテ居リマシテ、到底一臺ノ電車ニハ乘リ切レナイト私ハ考ヘテ居リマシタ、然ルニ其處ニ三十ソコノ一産業士ガ、頻リニ待ツテ居リマス、殘ツタ乗客ヲ乗セウトシマシテ、モウ二三歩詰メテ下サイ、モウ半歩詰メテ下サイト云フテ、自ら進ンデ乗客ノ整理、車内ハ奥深ク入ルコトヲ一生懸命ニヤツタノデアリマス、サウシテ溢レテ居リマシタ乗客ハ漸次中ニ入りマシタ、車掌ト雖モ最早迎ニ入レナイト思ツテ居リマシタ、處ガ更ニ其處ニ二三ノ乗客ガ参ッタノデアリマス、其ノ一産業戰士ハ更ニ聲ヲ腹ラシテ、モウ二三ノ人ダドウカ乗セテヤツテ下サイ、ト申シマシタケレドモ、既ニ車内ハ實ニ立雜ノ餘地モナイト申シマス、一パイイデ動キガ取レナイノデアリマス、ノミナ

子爵土岐 章 子爵高木 正得
子爵北條 篤八 子爵松平 親義
平塚 廣義 木村 尚達
八田 嘉明 松村貞一郎
長 吉吉 瀧 正雄
瀧川 儀作 瀧 正雄

ラズ其ノ男ノ申シマスノガ度々デアリ
マシタノデ、車内ノ乘客モ多少不快ニ
思ツタト見エマシテ、モウサウハ乗レ
イマシタ、右ノトヲ頻リニ叫ブ者ガゴザ
サウストル、一人ナラズゴザイマシタ、
サウストル、其ノ男ハ、ソレナラ天井ガマ
ダ空イテ居ルカラ、モウ少シ爪立ツテ
下サイ、モウ四五人爪立ツテ下サイ、ト
申シタノデアリマス、サウシマスト流
シテ車内デアリ、此ノ機智ヲ申シマスカ
頓智ノアル言葉ニ皆ガ笑ヲ含ミマシテ、
サウシテ少シジツ、寄リマシタ結果ガ、
三四人ノ溢レタ乘客モ遂ニ全部其ノ電
車ノ中ニ乗リ込ミマシテ、サウシテ此
ノ重イ電車ハ發車ヲ致シタノデアリマ
ス、此ノ事實ト、更ニ今一ツハ、同ジ
電車ノ停留場デ私ガ見シタノハ、車
掌ガ、最早満員デアリマスカラ後ニ、
テ下サイ、斯ウ申シマシタ時ニ、或相
當ノ知識階級ノ乘客ガ、無理矢理ニ飛
ビ乗リマシテサウシテ車掌ニ申シマシ
タ言葉ハ、何ダコソナニ乗レルデヤナ
イカ、一人ヤ二人ハ乗セルノガ車掌ノ
務デヤナイカ、チヤント俺ハ乗ツテ居
ルンダ、ト言ツテ車掌ヲ叱ツタ場面ヲ
見タノデアリマス、此ノ二ツノ電車ノ
話ハ、事頗ル卑近デゴザイマスガ、二
ツノ大キナ問題ヲ解釋ヲシテ居ルと思
フノデアリマス、一ツハ、前ノ推進ニ
餘念ノナイ此ノ若者ノ心持ト云フモノ
ガ、即チ私ハ八紘爲宇ノ精神ノ一ツノ
現レダト思フノデアリマス、ト共ニ、
電車ニ乗ラウトスル者ニ是ダケノ誠心
ヲ盡シ、是ダケノ努力ヲシテ、サウシ
テ皆ヲシテ愉快ニナラシメマシタ其ノ
機智ト申シマスカ、心ノ準備ト申シマ
スガ、是ガ大キナ一ツノ國家哲學ノ說
明ノ材料ニナルト思フノデアリマス、
今一ツハ、今日ノ隘路打開ト申シマス
コトモ、至ク此ノ精神デ行クベキデア
ルト存ゼラレマシテ、私ハ非常ナ感激
ヲ以テ此ノ情景ヲ見タノデアリマス、
然ルニ、動モスレバ後ノヤウナ事例ガ
非常ニ行ハレテ居ルノデアリマス、車
掌ハ電車ノ監督ヲシテ居ルノダ、自分
達ハ或傍觀者ノ態度デ、飛ビ乗ツテ車

掌ニ小言ヲ言フ、斯ウ云フヤウナ事ガ、
今日ノ時局下産業ノ隘路打開ヲ叫バレ
テ居ル所々ニ見ラレテ居ルノデヤナイ
カ、私ハ此ノ二ツノ例ヲ取りマシテ、
茲ニ大東亞共同宣言ガ盟邦ニ十分徹底
實踐サレテ居ナイト云フコトニ、一ツ
ノ説明ヲ附ケタイト思フノデアリマス、
大東亞宣言ハ、既ニ衆議院ニ於キマシ
テモト分ニ闡明徹底セシムルト云フ御
當局ノ御言葉ガゴザイマシタガ、何ガ
故ニ此ノ公明正大ナル宣言ガ發セラレ
テカラ一年有餘ヲ經テ尙採リ入レラレ
ルコトガ不十分デアアルカト云フ、其ノ
原因ニハ三ツアルト思フノデアリマス、
即チ八紘爲宇ノ大精神ノ民族信仰ノ上
ノ意義ガ不徹底デアアルト云フコトデ
リマス、是ハ日本ニ字ガナク、語部ニ漢
字ニ寫シマシタガ故ニ、兎角東亞ノ共
築國ニ於テ此ノ意義ヲ漢字ノ儘ニ解釋
シテ居ルト云フ點デアリマス、第二ノ
點ハ、此ノ精神ガ東亞民族ノ精神ト頗
ル相通ナモノガ多クト云フコト、即
チ東洋ノ日本民族ヲミナラズ、實ハ東亞
ガ、單ニ日本民族ノミナラズ、實ハ東亞
ガ、民族ニ頗ル共鳴ヲ感スベキモノデア
ルコト、説明ガ足りナカツタト思フ
ノデアリマス、即チ此ノ八紘爲宇ノ大
精神ハ、神武天皇ガ橿原ノ宮居ニ即
遊バシマス、二年前ノ詔ニ出テ居ルノ
デアリマスガ、此ノ内容ハ三ツノ重要素
ヲ含ンデ居リマス、即チ其ノ一ツハ、正
シキヲ養フト云フ御言葉ノ中ニ現レタ
政ノ正義原則デアリマス、治政ノ正義
原則デゴザイマス、二ツハ、慶賀ヲ積ム
ト云フ言葉ニ依ツテ現ハサレマシタ國
民慶賀ノ原則デアリマス、國民ガ相互ニ
慶賀ヲ交ハス、慶賀ヲ交ハスト云フ所
ノ原則デアリマス、第三ハ、暉キヲ重
ネルト云フ言葉ニ依ツテ現ハサレマシ
タ所ノ文明啓蒙ノ原則デアリマス、八
紘爲宇ノ御言葉ハ、此ノ三大原則ヲ基
シテ發表セラレタ、又今日國際修正ノ上
ニ於テモ、至ク各國ガ、實ハ東西ヲ問ハ
ズ、原則トシテ示シテ居ル言葉デア

ノデアリマス、何ガ故ニ斯クノ如キ内
容ヲ十分ニ闡明ラセズシテ、徒ニ八紘
爲宇ノ精神ト云フ抽象觀念ヲ以テ臨
ガカト云フコトハ、是ハ日本精神ト思
想的探究、更ニ進ノ進ノ言ヒマシタラバ、
日本ノ國家哲學ノ上ノ精神トシテ十分
ナ探究ノ準備ガナカツタノデハナイカ
ト存ゼラレルノデアリマス、從ツテ三
番目ニ、世界島邦ヲシテ各、其所ヲ得
シムト云フコトモ、此ノ三大原則ヲ考
マシタラバ、少シモ新シキ言葉デハナ
クシテ、十分ニ東亞諸民族ニ受取ラ
ベキモノデアツタト思フノデアリマス、
扱茲ニ考ヘラレマスコトハ、米英ノ傳統
ト致シマシテ、東洋ノ諸邦ニ串近ナル
肉感的ノ慰安、享樂ヲ與ヘマシテ、實
ハ民族ノ自尊ノ精神ヲ消滅致サセマ
シテ、サウシテ若シ東洋ニ臨ンデ參リ
マス米英ノ今後ノ政策ガ、日本ニシテ
此ノ大東亞戰ニ勝タナイ限りハ、東洋
ノ諸民族ヲ以テ愛玩スベキ臣又ハ妾ノ
如キ取扱ヲ致スト云フコトハ、從來ノ
政策ニ依ツテモ頗ルハツキリ致シテ居
ルノデアリマス、私ハ此ノ點ニ於キマシ
テ、此ノ東亞大宣言ノ實效ノ效果ヲ收
メル方法ニ付テ、政府ハ如何ナル御用
意ヲ今後進バサレマスカ、是ガ一ツノ
質問ノ點デゴザイマス、更ニ此ノ目標
ノ爲ニハ、先程申上ガマシタ聖國精神
ノ國家哲學ノ探究、即チ我が祖先ガ
其ノ建國ノ昔ニシテ神代理想ヲ持テ、ド
シナ困難ヲ致シテ、神武天皇ノ御即位
ニナツタカト云フ事實ヲ十分ニ研究致
シマシテ、之ヲ思想ノ二理論ノ上ニ分
ラシムル必要ガアルト思フノデアリマ
ス、即チ世界ノ民族思想ノ形デアリ
マス、モウ一ツ言葉ヲ改メ申シマス
ナラバ、日本ノ持ツ世界觀ノ價值、即
チ世界ノ共通ト建國ノ精神ヲモ
ノ理解ガ、大東亞ノ諸民族ニ受取ラ
レテ居ナケレバナラヌト思フノデアリ
マス、之ヲ内ニ致シマシテハ、我々臣
民ハ烈々タル信仰ノ下ニ、此ノ國體ノ
護持カラ命ヲ捧ゲテ護リ通ス、否、サ
ウ云フ言葉ヲ以テストラモ尙間接的、説

明的ニ過ギルノデアリマシテ、殆ド腹
ガ減ツテ食事ガシタヤウトカ、渴シテ水
ガ飲ミタイト云フヤウナ欲求ノ極度
ノ歡喜ヲ以テ、喜ビヲ以テ愛ノ爲ニ死ヌ
ト云フ、此ノ境地ニ迄忠愛ノ念慮ヲ引
上ゲナケレバナラヌト思フノデアリマ
ス、現ニ神風特攻隊ノ如キガ、悠久ノ大
義ニ生キムトシテ、歡喜ヲ以テ實ニ從
容トシテ死ニ就イテ行ク、此ノ事實ヲ
國民一般ノ民族信仰トシテ即キ込マナ
ケレバナラズ、私ハ政府ニ其ノ御用意
ノ點ニ付テ伺ヒタイノデアリマス、私
ハ此ノ中ニ、國體護持ノ行者、又ハ殉
教者ト云フ字ヲ使ヒマシタ、殉教者ノ
字ハ、或ハ聊カ外國ノ文字等ニ共通ナ
セヌガ、本當ノ教ノ爲ニ生キルカ、教
ヲ棄スカト云フ其ノ境目ガ、本當ノ忠
愛ト安價ナル忠愛トノ岐レル所ト思
フノデアリマス、私ハ民族ノ烈々タル
信仰ニ依ツテ政治シ、外交シ、文教シ、
經濟シ、産業シ、運輸スル、此ノ熱情
ヲ、如何ニ政府ハ國民一般ニ普及ラシ
ムルカノ問題ト伺ヒタイノデアリマス、
三番目ニハ、先程カラ申上ガマシタヤ
ウニ、我々ノ一舉一動ハ、天皇ノ御威威
ノ輝キヲ離レテハ存在致サナイノデア
リマス、同時ニ八紘一宇ノ道義ノ國家
ハ、或ハ國土ハ、電車ノ中ニモ見ラレ
レバ戰場ノ中ニモ見ラレレ、國境ヲ越
エテ行ク道義ノ國ガ、即チ八紘一宇ノ
根本精神デアリマス、到ル所ニ、戰場ヲ
通シテ此ノ八紘一宇ノ國土ノ顯ハレル
所ニ、日本全國ガ本當ノ皇御國ニナリ、
又東亞ノ諸國ニ其ノ精神ガ擴ガル時
ニ、國境ヲ越エテ八紘一宇ノ精神ハ世
界ヲ光被スルノデアリマス、此ノ大根本精
神ヲ明カニシマス時ニ、茲ニ東亞ノ恆
久ノ平和ガアリ、サウシテ聖戰ノ目的
ハ貫徹スルト思ハレルノデアリマス、
私ハ今や戦局ノ苛烈ナル、又非常ナル
難局ニ當リマシタコトハ、天ガ日本民
族ニ崇高ナル國民ノ自覺ヲ喚ビ起サセ
テアウトシテ居ル所ノ示シテアルト思
フノデアリマス、國家精神ノ雄大ニシテ
深遠ナル又強力ナルモノハ、決シテ國

家ガ安逸ノ、或ハ繁榮ノ時ニハ起ラナ
イデ、却テ時艱重疊ノ間ニ艱難サレル
コトト思フノデアリマス、是亦個人ノ
修養ニ於テ見ルト同一探デモ今コトヲ
考ヘマスナラバ、何トシテテ今コト此
ノ精神ノ感リ上ル時ト存ジテ居リマス、
私ハ政治力ノ結集ハ、強壓デモナケ
レバ強權ノ發動デモナイト思ヒマス、
本當ノ民族ノ自覺ガ心ノ力トナツテ結
集スル時ニ、其ノ政治力ハ各方面ニ徹
底シテ現ハレルト思ヒマス、此ノ意味
ニ於キマシテ、私ハ日本民族ノ理想、
信仰ノ究明ノ機關ヲ設ケ、サウシテ常
ニ總理ノ思想的ノ御準備ノ參考ニセラ
レ、寧ロ當昌ヲ單ニ擁護スルガ如キ存在
デナクシテ、施政ノ方針其ノ他ヲ恰當ニ
批判シ、間違ヒテ決シテ決定シ、決定ノ曉ニ
ハ勇往邁進シテ、魂ノ大柱ヲ精神界ノ事
業界ノ中ニ建テ、ハ突進スルコトガ必要
ダト思フノデアリマス、正々堂々ノ議
論ヲ以テ、神國精神ヲ維持ノ決行ハ正
ニ今日ノ時機デアアルト思フノデアリマ
ス、若シ此ノ鬱勃タル新シイ日本民族
ノ信仰、ソレモ古キノ根據ニ立ツタ
新シイ民族ノ信仰ヲ、十分ニ解明シナ
カツタナラバ、ソコニハ色々ノ面白クナ
イ精神ノ動キガ起ツテ來ルト思フノ
デアリマス、斯クノ如キ謬マレル動キ
ガ若シアレバ、固ヨリソレハ十分ナル
ナケレバナリマセヌガ、ソレニ對シテ
ハ飽ク迄モ日本の勇猛果敢ナル飛躍
的ノ精神力ノ解明ヲ、政府ガ宣示セラレ
ルコトガ必要ト思フノデアリマス、冀
クハ一舉一動ヲ愛ノ念慮ニ繋ケテ、即
時ニ此ノ精神ノ方面ニ、最後ノ立派ナル
解決方ヲ政府ニ於テ御用意下サルコ
トヲ切望シテ已マナイノデアリマス、
之ヲ以テマシテ私ノ質問ヲ終リマス、
○議長(公傳德川圓順君) 小磯内閣總
理大臣
(國務大臣小磯國昭君登壇)
○國務大臣(小磯國昭君) 二荒伯ノ第
一問タル、大東亞ノ諸國家、諸民族ヲ
シテ、我が聖國ノ精神タル八紘爲宇ノ
眞諦ニ共鳴セシムベキ方法ニ付キマス
テ御答ヘ致シマス、諸國家、諸民族ヲシ

テ各、其ノ所ヲ得シメムトスルハ、最近戰局ノ精神ヲ基調トシナガラ聖戰ヲ完遂シ、大東亞共榮國ヲ建設致サウト致シマスル理念ニ付キマシテハ、大東亞盟邦諸國等シテ誓認致シマシタ所デゴザイマシテハ、其ノ健康ナル邁進振リニ關シテハ、過日外務大臣ノ演說中ニモ明示致シタ次第デゴザイマス、併シナガラ戰局ノ推移如何ニ拘ラズ、飽ク迄モ米英ノ極端ヨリ解放ノ目的ヲ遂行致シマスベキハ勿論、自主獨立、八紘爲宇ノ精神ヲ基調ト致シマシテ、道義的國家社會ヲ鞏固ニ樹立致シマスルコトガ絕對ニ必要デアリマス我ガ故ニ、向後、出先ニ居テマス我ガ國ノ軍官民ニ對シ、自ラ八紘爲宇ノ皇國ノ道ヲ體得致シマスルト共ニ、其ノ接觸スル限リノ現地盟邦官民ニ對スル不斷ノ啓發ノ努力ヲ期待致サウト存ジマス、是ト同時ニ、盟邦各國指導者層ノ本邦來訪ヲ得マシテ、其ノ機會ニ單ニ相互交歡ヲ遂ゲマスルノミニ止マラズ、自ラ體得セル所ニ基キ、熱烈ニ理念ノ重要性ニ關シマシテ説述ヲ遂ゲ、其ノ理解ト共鳴トヲ購フト云フ方法ニ依ツテ、其ノ目的ヲ收メタイト存ジマス、第二問ニ付テ御答へ申上ゲマス、國體維持ノ精神ヲ國民同胞ニ體得セシメマスル爲ニハ、文字ノ口舌ノミニ依リマシテハ到底其ノ目的達成ヲ期待スルコトガ出來マセズ、畢竟國民指導者層ノ熱烈眞摯ナル率先垂範ニ依ツテノシテ、企及シ得ルモノト斷信致シマス、是ニ於キマシテカ、私ハ世ノ指導者層ニ對シマシテ一段ノ研鑽精勵ヲ要望セザルヲ得マセズ、政府ニ於キマシテハ社會指導者層ノ重要ナル一翼ヲ形成シテ居リマス官場ニ對シ、當ニ官紀肅正ヲ期シマス立場ニ於キマシテ、一體維持ノ行者ニ對シ率先垂範シ得ルヤウ反省自得ヲ勸メタキ考ヘデアリマス、特ニ内閣ハ官場ノ中樞機關タルニ顧ミマシテ上陛下ニ任(奉)國民同胞ノ儀表ト致シマシテ、祭政一致ノ御奉公具現ニ邁進セムコトヲ期シテ居リマス、第三ノ御問

ニ對シテ御答へ申上ゲマス、最近戰局ノ燃烈化ニ伴ヒマシテ、戰場ニ必死必中ヲ期スル特別攻撃隊員ガ、自若、恰モ歸スルガ如キ態度ヲ以テマシテ、青年層ノ中カラ是等ノ人々ガ輩出シテ、アルコトヲ見マスルト云フ、日本精神斷ジテ廢レテ居ラスルヲ感テ深ク致シマシテ、私ハ皆様ト共ニ、是等青年諸君ニ對シ、衷心カラ感激ノ情ニ浸リナガラ感謝措ク能ハザルト共ニ、特ニ青少年層ノ者ハ純眞デゴザイマシテ、胸裏深ク皇國傳統ノ盡忠奉公ノ念鬱勃トシテ居リマスルノデ、若シ率ユルニ道ヲ以テ致シマシタナラバ、時ト所トヲ問ハズ、一舉一動、端のニ國體精神ノ發現ヲ見ルニ至ルコト、殆ド疑フノ餘地ガナイモノト存ジマス、即チ青少年教學ノ衝ニ當ル者ノ入選ト陶冶トニ意ヲ用ヒマシテ、日常起居ノ間眞ニ模範トナリマシテ、青少年ノ氣魄昂揚ニ任ゼシムル如ク指導セシメタイト存ジマス

○議長(公爵徳川圀順君) 重光大東亞大臣
〔國務大臣重光葵君登壇〕
○國務大臣(重光葵君) 大東亞共同宣言ガ、我が國國體ノ大精神ニ歸一シ、而シテ又東洋精神ニモ合一一致シテ居リマスルコトニ付テ、總、二荒伯爵ノ御意見ヲ承リマシテ、全クソレニ共鳴スルモノデゴザイマス、大東亞宣言ガ、大東亞各民族、國家ノ共通ノ理想トシテ、又政策トシテ採用セラレマシタコトデ、世界歷史上實ニ一大事實デアリマシテ、又世界史上實ニ一大事實デアリマシテ、其ノ大東亞共同宣言ノ精神ガ、大東亞全地域ニ於テ理解セラレ、徹底セラレルト云フコトハ、正ニ大東亞復興ノ大業ノ基礎デナケレバナラヌト思フデアリマス、カルガ故ニ政府ト致シマシテハ、國內ニ對シ此ノ大精神ヲ透透ヲ圖ルト共ニ、大東亞諸民族國家ノ協力ニ依リマシテ、同宣言ノ大東亞地域ニ於ケル徹底及具現ニ努力致シテ居ル次第デゴザイマス、大東亞宣言ノ具現ハ、即チ國際正義ノ顯現デアリマシテ、是ガ世界平和建設ノ

基調ヲ成スモノデアアルコトハ申上迄モゴザイマセヌ、我が國戰目ノモ實ニ此ノ國際正義顯現ニ在ルノデアツテ、此ノ點ハ、飽ク迄全世界ニ認識セシメル爲ニ有テ努力ヲ傾注シナケレバナラヌト心得テ居ル次第デゴザイマス、以上ノ次第デアリマスルカラ、對支政策ニ付キマシテモ、又大東亞各國ニ對スル政策ノ運用ニ付キマシテモ、更ニ又世界全般ニ對スル我が政策ノ運用ニ付キマシテモ、ソレハ具體的ニ考察ヲ立テテ進メテ參ツテ居リマスルコトハ、只今内閣總理大臣ノ御説明ニ依ツテモ御了解アルコトト信ジマス

○議長(公爵徳川圀順君) 是ヨリ本日ノ議事日程ニ移リマス、日程第一、恩給法中改正法律案、日程第二、明治三十五年法律第四十九號國勢調査ニ關スル法律案、政府提出、第一讀會、續、委員長報告、是等ノ兩案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川圀順君) 御異議ナシト認メマス、委員長黒崎君
左ノ委員長報告書ハ朗讀
〔ヲ經サルモ参照ノ書ハ朗讀
ニ載録ス以下ニ依フ〕
恩給法中改正法律案
右可決ス(ヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也)
昭和二十年一月二十三日
委員長 黒崎 定三
貴族院議長公爵徳川圀順殿
明治三十五年法律第四十九號國勢調査ニ關スル法律案、昭和二十年ニ於ケル特別ニ關スル法律案
右可決ス(ヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也)
昭和二十年一月二十三日
委員長 黒崎 定三
貴族院議長公爵徳川圀順殿

年法律第四十九號國勢調査ニ關スル法律案、昭和二十年ニ於ケル特別ニ關スル法律案ニ付キマシテ、特別委員會ニ於ケル審議ノ經過並ニ結果ニ付テ御報告申上ゲマス、委員會ハ、去ル二十一日及二十三日ノ兩日ニ互リマシテ開會致シマシテ、先ヅ政府ノ説明ヲ聽キマシテ、極メテ懇切ナル檢討ト、政府當局ノ懇切ナル説明トヲ以テマシテ、慎重ニ審議ヲ致シタノデゴザイマス、質疑應答ノ内容ハ、諸種ノ觀點カラ極メテ詳細ナル點ニ迄モ及ンデ居ルデアリマス、其ノ詳細ニ付キマシテハ速記録ニ之ヲ譲リマシテ、コ、デハ其ノ中ノ一二ニ付テ御紹介申上ゲタイト存ジマス、先ヅ恩給法關係ニ關スルモノカラ申シマス、現時ノ物價事情ノ情勢ニ即シマシテ、恩給受給者ノ、殊ニ少額ノ受給者ハ考ヘテハ居ラヌカ、ト云フ趣旨ノ御問ガゴザイマシタ、政府ハ之ニ對シマシテ、現在恩給ヲ受ケテ居ラレル人々ノ中デハ、多ク各方面ニ働イテ收入ヲ得テ居ラレル方々ガ多イト考ヘルノミナラズ、戰死者ノ遺族ニ對スル扶助料額ニ付キマシテハ、數次ノ改正ヲ以テ増額致シ、更ニ他面デハ軍事扶助ノ途モアルノデアリカラ、今回ハ一般的ナ恩給増額ノコトハ企テナカツタノデアリ、ト云フ答辯デゴザイマシタ、又本改正案デハ、恩給金額ノ算定ニ關スル制限撤廢ヲ軍人ノミニ限ラレテ居ルガ、軍屬ニモ又科學者デアレル文官ニシテモ、戰闘又ハ國家的ナ重要ナ研究、實驗ニ從事シテ、其ノ職ニ殉ゼラレタヤウナ事例ニ付テモ、亦等シク制限撤廢ノ途ヲ考ヘテハ如何デアルカ、ト云フ趣旨ノ問ガゴザイマシタ、必死對シマシテ政府ハ、今回ノ改正ハ、之ニ對シマシテ、眞ニ護國ノ華ト散リ、軍神ト仰ガル、ヤウナ軍人ヲ特ニ顯彰スル爲ニ企テタモノデアアル、質問ノヤウナ事例トハ相當其ノ趣旨異ニスルモノト考ヘテ居ル、ト云フ趣旨ノ御答辯ガアツタノデアリマス、次ニ國

勢調査ニ關スルモノニ付テ申上ゲマス、現今ノヤウナ時局下ニ於テコソ國勢調査ノ如キ重要資料ハ、却テ其ノ必要ヲ痛感セラレ、ノデアリカラ、職業トカ或ハ配偶關係トカ、兵役關係トカ云フ個々ノ調査資料ハ、ソレハ、ノ部門ノ調査ニ之ヲ俟ツコトト致シテ、國勢調査デハ之ヲ省イテサウシテ簡單ニ調査スルコトガ、實行方法ノ工夫ヲ考ヘサヘスレバ出來ルデアリカラ、カ、ト云フ趣旨ノ御問ガアツタノデアリマス、之ニ對シマシテ、政府デハ、資料ノ整備ハ固ヨリ其ノ必要ヲ痛感シテ居ルノデアリケレドモ、現在ノ統計ニ關スル制度ノ下ニ於キマシテハ、各部門ノ統計ガ組織的ニ連絡セラレテ居ルトハ申サレナイ、而モ各部門ノ統計ハ、ソレハ、部門々々ニ依ツテ露骨ニ言ハバラ、ニナツテ居ルト云フ言ハ、宜イヤウナ状態デアリカラ、之ヲ計畫ノ計算ニ用ヒルコト云フハ甚ダシク困難デアリ、ノミナラズ、昨年二月、内地ヲ限ツテ人口調査ヲ行ヒ、其ノ際種々ノ便法ヲ講ジタノデアリケレドモ、其ノ經驗ニ徴シテモ、現時局下ニ於キマシテハ全版圖ニ互ル一齊調査ハ不適當ナルモノト考ヘテ居ル、ト云フ趣旨ノ答辯デゴザイマシタ、更ニ又他ノ質疑ト致シマシテ、廣キ意味ノ國勢調査トモ稱スベキ各種ノ調査ニ關シ、其ノ根據デアレル法律規定ガ現在多數存シテ居リマシテ、斯カク劃據的ナ状態ニ放任スルコトハ甚ダ面白クナイカラ、一ツノ法規ニ纏メテ一本建トスル方ガ望マイイコトデハナイカ、ト云フ趣旨ノ質問ガゴザイマシタ、政府ハ此ノ問ニ答ヘマシテ、御質問ノ趣旨ノヤウニ連絡ヲ圖リ、一本建ノ方向ニ纏メテ云フ趣旨ヲ答辯ガアツタノデアリマス、斯クテ質疑ヲ終リマシテ、討論ニ入りマシタル處、討論ニ於キマシテハ、右兩案ニ對シマシテ何レモ適當ノモノデアリカラ贊成スルノ意見ノ開陳ガゴザイマシタ、採決ノ結果、兩案共全會一致ヲ以テマシテ原案ノ通り可決ス

○黒崎定三君 只今議題ト相成リマシタ恩給法中改正法律案、及明治三十五年法律第四十九號國勢調査ニ關スル法律案、第一讀會ノ續

○議長(公爵徳川圀順君) 是ヨリ本日ノ議事日程ニ移リマス、日程第一、恩給法中改正法律案、日程第二、明治三十五年法律第四十九號國勢調査ニ關スル法律案、政府提出、第一讀會、續、委員長報告、是等ノ兩案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川圀順君) 御異議ナシト認メマス、委員長黒崎君
左ノ委員長報告書ハ朗讀
〔ヲ經サルモ参照ノ書ハ朗讀
ニ載録ス以下ニ依フ〕
恩給法中改正法律案
右可決ス(ヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也)
昭和二十年一月二十三日
委員長 黒崎 定三
貴族院議長公爵徳川圀順殿
明治三十五年法律第四十九號國勢調査ニ關スル法律案、昭和二十年ニ於ケル特別ニ關スル法律案
右可決ス(ヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也)
昭和二十年一月二十三日
委員長 黒崎 定三
貴族院議長公爵徳川圀順殿

○議長(公爵徳川圀順君) 是ヨリ本日ノ議事日程ニ移リマス、日程第一、恩給法中改正法律案、日程第二、明治三十五年法律第四十九號國勢調査ニ關スル法律案、政府提出、第一讀會、續、委員長報告、是等ノ兩案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川圀順君) 御異議ナシト認メマス、委員長黒崎君
左ノ委員長報告書ハ朗讀
〔ヲ經サルモ参照ノ書ハ朗讀
ニ載録ス以下ニ依フ〕
恩給法中改正法律案
右可決ス(ヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也)
昭和二十年一月二十三日
委員長 黒崎 定三
貴族院議長公爵徳川圀順殿
明治三十五年法律第四十九號國勢調査ニ關スル法律案、昭和二十年ニ於ケル特別ニ關スル法律案
右可決ス(ヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也)
昭和二十年一月二十三日
委員長 黒崎 定三
貴族院議長公爵徳川圀順殿

○議長(公徳川閣議者) 別ニ御發言
右御報告申上ゲマス
○議長(公徳川閣議者) 別ニ御發言
モナケレバ、兩案ノ採決ヲ致シマス、
兩案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議
ザイマセヌカ

○議長(公徳川閣議者) 御異議ナ
ト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第
二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公徳川閣議者) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(公徳川閣議者) 御異議ナ
ト認メマス

○議長(公徳川閣議者) 兩案ノ第二
讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、
全部ヲ問題ニ供シマス、兩案全部、委
員長ノ報告通りテ御異議ハゴザイマセ
ヌカ

○議長(公徳川閣議者) 御異議ナ
ト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第
二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公徳川閣議者) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(公徳川閣議者) 御異議ナ
ト認メマス

○議長(公徳川閣議者) 兩案ノ第三
讀會ヲ開キマス、兩案全部、第二讀會
ノ決議通りテ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(公徳川閣議者) 御異議ナ
ト認メマス

法案、政府提出、第一讀會ノ續、委員
長報告、是等四案ハ同一委員ニ付託セ
ラレテ居リマス、此ノ際日程ヲ變
更シ、四案ヲ一括シテ議題ト爲スコト
ニ御異議ゴザイマセヌカ
○議長(公徳川閣議者) 御異議ナ
ト認メマス、委員長山本伯爵
兵部中改正法律案
右可決ス(ヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十年一月二十五日
委員長 伯爵山本 清

貴族院議長公徳川閣議者
陸軍中改正法律案
右可決ス(ヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十年一月二十五日
委員長 伯爵山本 清

貴族院議長公徳川閣議者
海軍中改正法律案
右可決ス(ヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十年一月二十五日
委員長 伯爵山本 清

貴族院議長公徳川閣議者
現役青年學校職員俸給費國庫補助
法案
右可決ス(ヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十年一月二十五日
委員長 伯爵山本 清

貴族院議長公徳川閣議者
伯爵山本清君
兵部中改正法律案外三件ヲ付託セラ
レシテ結果ヲ御報告申上ゲマス、委員
長、一月二十二日本會議議散會後直チニ
正副委員長ノ互選ヲ行ヒマシテ、引續
キ會議ヲ開キ、ソレトモ、政府委員カラ
各法案ニ關シテ説明ヲ聴取致シマシタ
ガ、過日本會議ニ於テソレヲ、説明キ
ゴザイマシタカラ省略サセテ裁キマ
ス、斯クテ各委員諸君ト政府委員トノ

間ニ質疑應答ガ重ナラシメタガ、詳
細ハ速記録ニ依リ御覽ヲ願ヒタイト思
ヒマス、只今其ノ主ナルモノヲ簡單ニ
申上ゲマス、先ヅ兵役法ニ付テハ、
入營延期ノ特典ハ自然科學ノ特別研究
生ノミニ與ヘラレ、人文科學ニ關シテ
ハ其ノ制度ヲ認マラナイト云フノハ
ドウ云フ譯デアルカ、之ニ對シマシテ
現在高度ノ研究ヲ爲ス者ニ付テハ、戰
争遂行上役立ツ者ハ大學ノ特別研究
生トシテ入營ノ延期ヲシテ居リ、尚又召
集關係ニ付テモ考慮ヲシテ居ル、人文
科學ハ勿論自然科學ト同様重要ナルコ
トハ考ヘテ居ルガ、人文科學ニ當ル人
人ハ、先ヅ職權ニ於テ最モ苛烈ナル體
験ヲシテ初メテ役立チ得ルモノデア
ルト確信ヲシテ居ル、現在ノ理工科ノ入
營延期ノ制度ニ付テハ、一應軍ニ入レ
テ、其ノ上テ理工科ノ修練ヲ行フコ
トヲ考ヘテ居ルガ、現在ノ期ノ施設
トシマシテ十分ノ成果ヲ期シ難イ
判斷ヲシテ居リマス、是等ヲ文部省ノ
管轄カラ切離シテ直接軍世話ヲ燒タ
ト云フコトハ、相當困難ガ伴フ、今後
國家ノ要求ト考ヘ合セテ所要ノ方向ニ
所要ノ修練ヲ加ヘテ居ルコトヲ、文部省ト
協力シテヤツテ行ク積リデアル、殊ニ
獸醫、軍醫ニ付テハ、軍自カラノ施設
ニ收容シテ強力ナル修練ヲマツテ居
ル、電波兵器ニ付テモ同様デアル、ト
云フ答辯デアリマシタ、又軍動員ト産
業動員トノ調整ニ關シテ質問ニ對シマ
シテハ、炭鑛關係ノ熟練工員ハ滿洲、
内地ニ互ツテ相當除ヲシタ、併シ第
一線ノモノヲ歸スト云フコトハ、士氣
ノ關係上、又一兩輪送リ問題デナカ
ノ困難デアラ、召集編練ニナツタ者トカ、
或ハ入營延期ニナツタ者ヲ、是非炭鑛
或ハ重要工場ニ働カセテヤウ、關係官
廳ニ於テ指導シテ行キタイ、トノ答辯
ガアリマシタ、又開業醫ノ召集ニ關ス
ル質問ニ對シマシテハ、小都市ト農林
トハ厚生省ト協力シテ分布状態ヲ十分
調査シ、召集延期ノ制度テ手キマ加
テ行キタイ、ト云フ答辯デアリマシタ、
其ノ他種格等位ノ點、野壯ト在郷軍人
トノ關係、在郷軍人ト政治的運動トノ

關係、或ハ入營延期ヲ撤廢シテ學徒
軍トシテ修練セシメテハ如何カト云フ
ヤウナ質問、適材適所ニ付テノ質問等
ガゴザイマシタガ、是等ハ速記録ニ依
リ御承知ヲ願ヒマス、次ハ陸軍軍法會
議中改正法律案並ニ海軍軍法會議法
中改正法律案ニ付キマシテハ、將來軍
法會議ヲ一本建トシマシテ如何デア
ルカ、或ハ海軍軍法警察官ト憲兵トノ關係
又今回ノ改正案ハ、前同ノ改正ノ時ニ
當然考慮サルベキニ、銜事及ビ檢査ノ
問題ガ法務官ノ問題ト別個ニ取扱ハ
タト云フ理由、及ビ法務官ヲ兼任任
格ノ問題、或ハ法務官ヲ重人ニシタ
ニ司法權ノ獨立ト云フモノガ犯サレ
コトハナイカト云フヤウナ各種ノ質問
應答ハ速記録ニ譲リタイト思ヒマス、次
ハ現役青年學校職員俸給費國庫補助法
案デアリマスガ、之ニ對シマシテハ、國民
學校教員ノ待遇上ノ問題、或ハ學徒動
員ニ關スル質問、其ノ他佛敎ノミナラズ
宗教的團體ガ國民教育修成上ニ必要ナ
ル點、或ハ又私立中等學校ノ教員ニ對シ
マシテハ官立同様に恩給制度ヲ確立ス
ルノ必要アル點等ニ關シ、極メテ熱心ナル
質問ガアリ、之ニ對シマシテ、政府委員
ヨリ、ソレトモ、又懇切ナル答辯ガアリ
マシタガ、是等モ速記録ニ付テ御覽ヲ
願ヒタイト思ヒマス、斯クテ質疑終
リマシテ、討論ニ入りマシタ處、數名
ノ委員ヨリ、左ノ如キ希望意見ヲ述ベ
ラマシテ原案ニ賛成ヲ表セラレタノデ
アリマス、其ノ意見ハ大體申上ゲマス
ト、政府ハ人文科學ニ關シテモ自然科
學同様ニ特別研究生ノ入營延期制度ヲ
認メラレタイト云フコト、及ビ兵役法
ノ改正ハ、昭和十五年ヲ除キ、昭和十二
年ヨリ本年迄七箇年ノ間、殆ド毎年改正
案ヲ提出セラレテ居ル、而シテ一回ノ臨時
議會ヲ入レテ七年間ニ九回モ提出サレ
テ居ルガ、專斷下ニ已ムヲ得ザルモノ
アルト云フコトハ察セラレルガ、苟モ
改正案ヲ當國會議ニ提出サル、以上ハ、
今少シ大局ヲ淨觀シテ事ニ處シ、將來
斯クノ如ク小刻ミニ改正スルコトナキ
ヤウ與望スルト云フ點デアリマシタ、
又教職員ノ待遇ニ當局ハ異常ナ努力ヲ

拂ハレテ居ルカラ、懸テハ所期スル立
派ナ教職員ヲ得ラレルコトト思フガ、
國家ノ要請ニ應ジ得ル青年ヲ養成スル
爲ニハ、指導者タル者ハ嚴タル國家觀
念旺盛ナル氣魄ヲ藏スル者ヲ以テ之ニ
充當スルト云フコトガ緊要デアル點ニ
付テ特ニ留意セラレテ居リ等デゴザイ
マシタ、斯クテ採決ノ結果、全會一致
ヲ以テ原案通り可決ス(ヘキモノト決定
ヲ致シマシタ次第デアリマス、簡單ナ
ガラ是ニテ報告ヲ終リマス

○議長(公徳川閣議者) 別ニ御發言
モナケレバ、四案ノ採決ヲ致シマス、四
案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴ
ザイマセヌカ

○議長(公徳川閣議者) 御異議ナ
ト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第
二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公徳川閣議者) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(公徳川閣議者) 御異議ナ
ト認メマス

○議長(公爵徳川團順君) 御異議ナ
ト認メマス

○議長(公爵徳川團順君) 日程第六
戦時民事特別法中改正法律案、日程第
七、會社等臨時措置法中改正法律案、
日程第八、司法官試補及辯護士試補タ
ル資格ノ特別ニ關スル法律案、政府提
出、第一讀會ヲ續、委員長報告、是等
ノ三案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御
異議ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川團順君) 御異議ナ
ト認メマス、委員長木村尙達君

リマシテ、三件共可決スベキモノト決
定シタノデアリマス、是ヨリ主ナル質
疑應答ノ大要ヲ申述セマス、先ヅ戦時
民事特別法關係カラ申上ゲマス、先ヅ
一般ノ問題ト致シマシテ、戦局ノ進
展ニ伴フ問題ノ變化ニ依リシテハ民
事訴訟ノ停止ヲ考慮スル餘地ハナイカ
ト云フ質問ガアリマシタ、之ニ對シマ
シテ政府ハ、現在民事上ノ紛争ガ調停
ニ依リ簡單ニ解決セラレテ居ルモノモ
多イガ、私權保護ノ最後ノ保障トスレ
バ、民事訴訟ハ戦時ト雖モ缺クコト
ハ出来ナイモノト考ヘテ居ル、ト云フ
答辯ガアリマシタ、尙民間ノ示談或ハ
訴訟資料蒐集等ノ爲ノ當事者ヨリ期日
ノ變更ヲ申請シテモ、裁判所ハナカ
之ニ應ゼズシテ、其ノ事件ヲ總テ休止
ニスルト云フコトガ屢、アルヤウデア
ルガ、斯ク云フ趣旨ノ質問ガアリマシ
タ、之ニ對シマシテ、正當ナ事由ノア
ル場合ニ裁判所ガ期日ヲ變更ヲ許サ
イコトハナイト思フテ居ル、ト云フ答
辯ガアリマシタ、尙第十七條ノ二ノ調
停委員指定ノ方法ハ、裁判所内ニ調停
ヲ行フ場合ニモ適用ガアルカ、ト云フ
質問ガアリマシタ、之ニ對シマシテ、
形式上ハ適用ガアルガ、實際上ハ適用
ノ必要ヲ見ル場合ガナイト思ハレル、
トノ答辯ガアリマシタ、次ニ登記事項
ノ公告ガ省略ヲセラレテ居ル結果トシ
テ一般民間ハ甚ダク不便ヲ感スルコ
トハナイカ、トノ質問ガアリマシタ、
之ニ對シテ、戦時下ノ急迫シタル事態
ニ即スル已ムヲ得ザル措置アルカラ、
多少ノ不便ハ忍ソデ戴キタイ、併シ正
當ナ事由ガアツテ登記事項ヲ知ラザル
場合ニハ、商法ノ第十二條ニ依リ對抗
セラレナイノデアリマシタ、心配ハ
ナイ、ト云フ答辯ガアリマシタ、次デ會
社等臨時措置法中改正法律案ニ付キマ
シテハ、第三條ノ二第三項中、資本ノ
二十分ノ一トアルハ、事務簡捷ノ爲ガ
ヲ二分ノ一或ハ三分ノ一ト定ムルガ
宜クハナイカ、ト云フ質問ガアリマシ
タ、之ニ對シテ政府ハ、資本ノ十分ノ

一ニ當ル株主デハ總會召集請求ノ權限
迄アルカラ、ソレヨリモツト少クセネ
バナラヌガ、大體二十分ノ一ガ適當ト
考ヘテ左様規定シタノデアアル、ト云フ
答辯ガアリマシタ、又一委員ヨリ、第
四條ノ二ノ、認可所管廳ガ認可ノ際際
調査ノ爲民間人ニ質問等ヲ爲ス場合ニ
ハ、單ナル形式ニ流レザルヤウ留意セ
ラレタイ、ト云フ希望ノ開陳ガアリマ
シタ、最後ニ司法官試補及辯護士試補
タル資格ノ特別ニ關スル法律案ニ付テ
質疑ガアリマシタガ、之ニ對シテハ、
將來ハ高等試験ヲ廢止シテ銜制度ニ
改メテハドウカ、ト云フ質問ガアリマ
シタ、之ニ對シテ政府ハ、高等試験ヲ
廢止スル意思ハ今無い、ト云フ答辯ガ
アリマシタ、尙本案ニ關聯シテ二三ノ
委員ヨリ、司法部職員ノ待遇ハ甚ダ非
薄ノ状態デアアルカラ之ガ改善ニ一層力
ヲ致サレタイマシタ、トノ強イ希望ノ意見ノ
開陳ガアリマシタ、質疑應答ガ終リマ
シテ、討論ニ入りマシタガ、別段ノ御
發言モナク、採決ヲ致シマシタ結果、
三案共全會一致原案通り可決セラレタ
次第デアリマス、右御報告ヲ申上ゲマ
ス

○議長(公爵徳川團順君) 別ニ御發言
モナケレバ、三案ノ採決ヲ致シマス、
三案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議
ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川團順君) 御異議ナ
ト認メマス

庫等ノ金融機關ニ對シテモ、唯債券ノ引受ノミデナク、餘裕金ヲ貸付ヲモスルノデアリマス、是ヨリ質貸應答ノ主ナルモノヲ申上ゲマスガ、詳細ハ速記録ヲ御覽願ヒタイト存ジマス、先ツ農林中央金庫ノ出資者ノ範圍ノ擴張ニ依ツテ、今後新規ニ加入スル諸團體ノ出資ハドウ云フ風ニスルノカ、必然的ニ増資ヲ認メル以外ナシトハナイカ、ト云フ質疑ニ對シマシテ、政府委員ヨリ、現在ノ處出資ノ増加ハ考ヘテ居ラズ、今後加入スル團體ニ付テハ、現在道府縣農業會等ノ既存團體ガ相當ノ出資ヲ持ツテ居ルノデアリカ、之ヲ分テテ貰フヤウニ指導シダイ、ト云フ答デアリマシタ、次ニ金庫ノ資金運用方法ニ付テデアリマシテ、金庫ハ有價證券保有ガ大部分ヲ占メテ居ルガ、中央金庫ノ本來ノ使命タル農林水産物増産ノ方面ニ重點的ニ融資シテ行クベキデハナイカ、ト云フ質疑ニ對シマシテ、中央金庫ハ從來ヨリ系統農業會ヲ通ジテ自作農創設資金、土地改良資金ノ融通等ニ努力シテ來タノデアリガ、今後モ斯カル方面、及ビ林道開設、漁業施設、馬ノ購入資金、牧野施設ニモ力ヲ入レ、又農業保險組合ニ對スル融資ニ依リ、農業保險事業ノ開展ナル運用ヲ通ジテ、農産物増産、農家經營ノ安定ニモ十分力ヲ入レテ行キタイ、ト答辯デアリマシタ、次ニ中央金庫ノ加入團體ニ對スル貸付ハ、預金額ヲ考ヘ、還元成ルベク無擔保貸付ケル考デアリカ、ト云フ質疑ニ對シマシテ、金庫ハ農林水産業金融ノ中樞タル本來ノ使命カラ、農林水産業ノ資金需要、特ニ所屬團體ノ資金需要ニ對シテハ、優先的ニ考慮シテ居リ、最近ハ要望通り充足シテ居ル、而シテ本金庫ハ相互金融的色彩ガ強イノデ、建前トシテ出來ルダケ無擔保貸付ケルヤリタイ、ト云フ答デアリマシタ、次ニ金庫ノ資金ガ益、擴充シテ來レバ、農林銀行系統、勸業銀行系統カラ農業方面ヘ資金ヲ向ケルコトガ荷ガ輕クナツテ行クト思フガ、是等ノ資金ノ運営ノ領域ニ付テ兩者ノ間ニ何等カ協定ス

ル必要ガアリハシナイカ、ト云フ質問ニ對シマシテ、勸業銀行トシテハ荷ガ輕クナルコトモ考ヘラレド、勸業銀行ハ不動産金融ヲ本來ノ使命トスルノデアリカ、此ノ使命ニ從ツテ努力シテ貰ハナケレバナシ、唯耕地整理組合ニ對スル金融、及ビ自作農創設資金ノ融通ニ付テハ、勸業銀行ト、中央金庫トノ間ニ重複關係ガ從來手ノ届カナカツタ部分ニ手ヲ伸バシ得ルノデ、之ニ依ツテ農村金融ノ圓滑ニ資シ得ル、ト答辯デアリマシタ、尙興業銀行、戰時金融金庫等ニ對スル除裕金ノ貸付ハ、從來ノ諸團體ニ對スルモノト同様ニ、ト云フ御質問ニ對シマシテハ、長期資金ハ債券引受デ賄ヒ得ルモノガ大部分デアリガ、一般ノ債券發行ハ其ノ時ノ金融事情等ノコトモアリ、短期貸付ニ限ルコトハ狭キニサスルノデ、短期外ニ長期ヲモ包含サセタイ、ト云フ答辯デアリマシタ、其ノ外金庫ノ業務ニ關シマシテ各委員ヨリ、生産ノ資材、生産物資ノ輸送、農産物ノ價格、蠶絲業等ニ關シ、熱心ナル建設的御意見ヲ含ム御質疑ガアリマシタ、大臣ヨリソレレ御懇篤ナル御答辯ガアツタ、トデアリマス、是等ハ速記録ニ譲リタイト存ジマス、次ニ産業設備法中改正法律案ニ付テ申上ゲマス、提案理由ハ本議場テ述ベラレタ通りデアリマス、デ省略致シマシテ、參考資料ニ載キマシタモノニ付テ多少補足御説明申上ゲタイト存ジマス、資本金調ト云フノデアリマス、本法案ノ基本トナルモノデアリマシタ、現在資本金二億圓デアリ、其ノ債券發行額ヲ、改正案ノ如ク十五億ニシテ處テ其ノ限度ハ三十億デアリ、處ガ必要額ガ六十億デアリカラ、尙三十億ノ不足デアリ、是ハ其ノ十五分ノ一デアリ、資本金トシテハ二億圓デアリカラ、之ヲ加算シテ四億トシテ、ト云フ計算デアリマシタ、次ニ此ノ固定資金ノ所要額調デアリマス、六十億ノ内容デアリマスガ、緊要設備建設資金トシテ五十億餘圓、造船等固定分ト

シテ十六億圓、合計六十六億、ザツト六十億ト云フコトデアリマシタ、尙細カク緊要設備建設資金中申上ゲマスレバ、一般緊要設備用ノ三十九億八千餘圓、造船設備二十億餘圓ト云フコトデアリマス、尙此ノ一般緊要設備ニ付テ詳シク申上ゲマス、輕金屬原料轉換ニ對スルモノ十億、國產燃料潤滑油等ニ對シテ五億五千餘圓、其ノ他デアリマス、尙債券現在高表ニ依リ發行額十三億デアルト云フコトヲ知り、又借入金現在高表ヨリ二十四億、借入金ヲ持ツト云フコトヲ承知シタノデアリマス、次ニ質問ノ二三ニ付テ申上ゲマス、戰時金融金庫ハ債券發行限度ヲ資本金ノ十五倍ヨリ三十倍トスル法案モ同時ニ提出サレタノデアリガ、此ノ中央金庫ノ方モ同様ニスレバ、資本金増加ハ質問必要トナイノデアリカ、ト云フ質疑ニ對シマシテ、國庫保證デナク一般ノ借入金ガ、先程申上ゲマシタヤウニ二十四億モアルノデ、之ニ對シテモ資本金モ四億程度ニハ増加シタイ、又他ノ方カテ考ヘテ、他ノ法案ニハ大體五倍カラ十倍ノ限度ノモノガ大體トデアリマシタ、ト云フ理由モアルトコトデアリマシタ、次ニ急速ニ能力化サレナイ設備ノ擴充ノ抑制、未稼働設備ノ打切等ニ關シ、更ニインフレノ問題等及ビンデ質問ガゴザイマシタガ、之ニ對シテ政府ハ、營國ガ引受ケルニハ十分ノ重要性ト資材等ノ裏付ヲ考慮シテアルノデ、過日行ツタ如キ峻烈ナ未稼働施設査察ニ對シテ、營國ニ於テ打切ニナツタ施設ハ二件ノミデアツテ、尙軍需需トシテ第三回目ノ査察ニ着手シテ居ルト云フコトデアリマシタ、インフレノ問題ニ關シマシテハ、速記ヲ止メテ相當突込シテ質疑應答ガアツタノデアリマス、次ニ、營國ノ支拂ツタノガ十三億デアリ、完成シタノハ一億三千餘圓ト云フノハ、餘リ少キニ過ギル、茲ニマダ未稼働ノモノガ多クアルノデアリカ、ト云フ質問ニ對シマシテハ、是ハ引受件數ガ少カツタノデアリガ、次第二營國ガ認可サレルニ從ツテ其ノ數モ多

クナリ、殊ニ其ノ完成ノ時期ガ、此ノ年度ノ三月頃ニ集中シテ居ルノデアリカラ此ノヤウナ數字ニナツテ居ルノデ、ト云フコトデアリマシタ、其ノ外ニ營國ノ業務進捗狀況ハ、速記ヲ中止致シマシテ、未造船ノ建造狀況等ヲ聽キ、更ニ質問ト致シマシテハ、企業整備ニ付負擔金ノ問題、評價買取價格ノ問題、及ビ金屬回收等ニ付、質疑應答ガアツタノデアリマスガ、是等ハ速記ニ譲リタイト思ヒマス、尙施行期日ニ付テ、是ハ重要ナモノデアリカラ即刻實施致シタイト云フコトデアリマシタ、次ニ石炭配給統制法中改正法律案ニ付テ申上ゲマス、是モ提案理由ハ過日ノ本會議ノ御説明ノ通りデアリマス、先ツ省略致シマス、先ツ速記ヲ中止致シマシテ、現下ノ逼迫セル石炭ノ需給狀態ノ説明ヲ詳シク伺ツタノデアリマス、次ニ質疑ノ二三ヲ申上ゲマス、日本石炭株式會社ハ、石炭ノ配給テサ(不圓滑)デアラ一層不圓滑ヲ來スノデアリカ、ト云フ御質問ニ對シテハ、昨年一手買取制實施以來、日炭ノ業績ハ日ニノ上ツテ來テ居ルト思フノデ、最近ノ如キ配給ノ不圓滑ハ、主トシテ此ノ輸送ガ極度ノ逼迫シテ居ル爲デアリ、ト云フコトデアリマシタ、尙亞炭ニ付テ石炭ノ同様ノ統制ヲ加ヘル考ガカドウカ、ト云フ質問ニ對シテ、最近勞務資材等ガ窮乏ニナツテ來タノデ、今後ハ地方廳ニ委セテ置カズ、國トシテモ助成統制スルコトニ決定シタノデアリガ、直チニ之ニ石炭ノ同様ノ統制ヲ加ヘルコトハ考ヘテ居ラシ、ト云フコトデアリマシタ、尙「コライト」ノ統制ニ對シ、或ハ石炭ノ銘柄商標等ニ對シテ御質問等モゴザイマシタガ、是等ハ省略致シタイト存ジマス、以上デ大體ノ質問ヲ御紹介致シタノデアリマスガ、質問ヲ全部終了致シタ後、先ツ農林中央金庫法中改正法律案ニ付テ討論採決ノ結果、原案認可決スベキコトヲ議決致シ、産業設備營國法中改正法律案二件ヲ

- 一括シテ議題ニ供シ、討論採決ノ結果、此ノ二件モ亦異議ナク原案通り可決スベキコトヲ議決致シタノデアリマス、右簡單デゴザイマスガ御報告申上ゲマス
- 議長(公費德川園囿君) 別ニ御發言モナケレバ、三案ノ採決ヲ致シマス、三案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ
- (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 議長(公費德川園囿君) 御異議ナシト認メマス
- 子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
- 子爵樺村家治君 贊成
- 議長(公費德川園囿君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
- (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 議長(公費德川園囿君) 御異議ナシト認メマス
- 議長(公費德川園囿君) 三案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、三案全部委員長ノ報告通り御異議デゴザイマセヌカ
- (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 議長(公費德川園囿君) 御異議ナシト認メマス
- 子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
- 子爵樺村家治君 贊成
- 議長(公費德川園囿君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
- (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 議長(公費德川園囿君) 御異議ナシト認メマス
- 議長(公費德川園囿君) 三案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、三案全部委員長ノ報告通り御異議デゴザイマセヌカ
- (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 議長(公費德川園囿君) 御異議ナシト認メマス
- 議長(公費德川園囿君) 三案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、三案全部委員長ノ報告通り御異議デゴザイマセヌカ
- (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 議長(公費德川園囿君) 御異議ナシト認メマス